福島県教育委員会平成３１年２月定例会会議抄録

１　開　催　日　時	平成３１年２月８日（金）午後１時３０分から
２　開　催　場　所	教育委員室（県庁西庁舎９階）
３　出　席　者	鈴木淳一教育長、１番 高橋金一委員、２番 浅川なおみ委員、３番 蜂須賀禮子委員、４番 正木好男委員、５番 岩本光正委員
４　議事内容及び経過	
(1)　開　会	午後１時３０分、教育長から２月定例会の開会が告げられた。
(2)　会議録署名委員の指名	教育長から、岩本委員と高橋委員が会議録署名委員として指名された。
(3)　会　期　の　決　定	教育長から、会期は本日１日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4)　記　録　係　の　指　名	教育長から、大内主査が記録係に指名された。
(5)　政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 （説明概要） 議案第１号及び議案第２号については、福島県郡山自然の家の管理を指定管理者に移行することに伴い関係する規則の制定等を行うもの。 議案第３号については、教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い教育職員の免許状に関する規則の一部を改正するもの。 議案第４号及び議案第５号については、福島県立ふたば未来学園中学校の設置等に伴い関係する規則の一部を改正するもの。

	議案第６号については、学校教育法施行規則の一部改正に伴い福島県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正するもの。 議案第７号については、県立高等学校改革前期実施計画を策定するもの。 議案第８号については、平成３１年度当初予算案（教育委員会関係部分）について諮るもの。 議案第９号から議案第１１号については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い関係する条例の一部を改正する条例案について諮るもの。 議案第１２号については、ふたば未来学園寄宿舎建築・外構工事に関する工事請負契約の一部変更案について諮るもの。 報告第１号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 協議事項については、平成３１年度の教員系職員に係る人事異動について協議するもの。
(6)　会議（一部）非公開	教育長から、本日の審議事項のうち、議案第７号から議案第１２号、報告第１号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。
(7)　議案審議	
議案第１号 議案第２号	福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県郡山自然の家に係る施行期日を定める規則について（議案第１号）及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第２号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第３号	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について（議案第３号）、義務教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

	岩本委員：一種免許と二種免許はどのような違いがあるのか教えてほしい。 義務教育課長：一般的に、一種免許の方が単位数が必要となり、より専門性が高い学習をした者に与えられる。例えば、管理職昇任試験を受ける際に一種免許を持っていなければならないといったものであり、より上級の免許を取得することを我々としても望んでいる。短大だと二種免許、４年生大学だと一種免許、大学院を修了すると専修免許といった種類の免許がある。 蜂須賀委員：例えば改正しようとしている「大学が独自に設定する科目」とは何か。 義務教育課長：大学の創意工夫により質の高い教育課程が編成できるように国の省令が改正されたものであり、例えば、今般の学校現場をめぐる様々な課題や学習指導要領の改訂などを踏まえて大学としてもより専門的な学習ができるようにということを背景として、各項目の名称が変更になっているものである。 浅川委員：「各教科の指導法に関する科目」とはどのようなものか。 義務教育課長：例えば、小学校であれば国語、算数といった教科に関するものである。 浅川委員：指導法の「法」というのはどういう意味か。 義務教育課長：教科教育法という科目であり、例えば国語科教育法、算数科教育法といった、子どもたちに指導するための理論や技術について学ぶものである。一般的に大学では、半期で２単位、通年で４単位となっている。
議案第４号 議案第５号	福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第４号）及び福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第５号）、高校教育課長及び県立高校改革室長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

議　案　第　６　号	福島県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則について（議案第６号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。
(8)　前回会議録の承認	教育長が、平成３１年１月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、高橋委員から同委員の発言の部分について一部修正願いたいとの発言があり、修正のうえ次回改めて諮ることとした。
(9)　議　案　審　議	
議　案　第　７　号	県立高等学校改革前期実施計画について（議案第７号）、県立高校改革室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 ここで、教育長から暫時休議が告げられた。 午後２時２０分、教育長から委員会の再開が告げられた。
議　案　第　８　号	平成３１年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第８号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議　案　第　９　号 議　案　第　１　０　号 議　案　第　１　１　号	福島県立美術館条例の一部を改正する条例案について（議案第９号）、福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について（議案第１０号）及び福島県自然の家条例の一部を改正する条例案について（議案第１１号）、社会教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議　案　第　１　２　号	工事請負契約の一部変更案について（議案第１２号）、施設財産室長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10)　報　告　事　項	

報告第１号	訓告処分等について（報告第１号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(11) 協議事項	平成３１年度人事異動（教員系）について（協議事項）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(12) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から平成３１年３月２２日（金）午後１時３０分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(13) 閉会	午後３時４５分、教育長から閉会が告げられた。